

医療法人田中病院 伊勢田中病院
指定訪問リハビリテーション
(介護予防訪問リハビリテーション)
事業運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、理事長田中民弥が開設する医療法人田中病院 伊勢田中病院が行なう訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という。）の適切な人員及び運営管理に関する事項を定める目的とする。

(事業の目的)

第2条 この規程は、医療法人田中病院 伊勢田中病院が行う指定訪問リハビリテーション等の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持改善の援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 指定訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 5 指定訪問リハビリテーション等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うものとする。また、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 医療法人田中病院 伊勢田中病院
- (2) 事業所の所在地 伊勢市大世古4丁目6番47号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)

(事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。)

- 管理者は職員の管理及び業務の管理を一元的に行う者であり、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、基準省令等の規定を遵守して適切に事業を実施できるよう職員を指揮監督するとともに事業全体を統括する。

- (2) 医師 6名 (常勤兼務1名 非常勤専従5名)

医師は、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）の作成にあたり、利用者の診療、訪問の指示を行う。

- (3) 理学療法士 6名 (非常勤専従)

• 利用者に対し、機能・活動面での身体評価を行い適切なアプローチを行う。
• 利用者家族に対し居宅でのリハビリテーション方法・援助を行うものとする。
• 他関係者との連携を図り、円滑なサービス提供が可能となるように対応する。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日 (土日・祝日は要相談)
- (2) 営業時間 午前9：20～12：00 午後1：30～5：30
- (3) ただし、上記による以外の営業日、営業時間も利用者の状況により、サービスを提供するものとする。

(サービスの内容)

第7条 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づいて、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

- 2 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家

族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導または説明を行うものとする。

- 3 利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。
- 4 訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用負担額に応じて自己負担とする。

- 2 当該サービスが法定代理受領サービスでない場合又は介護保険給付対象外サービスの場合の利用料は厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、その10割の額を利用者の自己負担とする。
- 3 第10条の通常の事業の実施地域を越えて指定訪問リハビリテーション等を提供した場合における交通費は次のとおりとする。
 - (1) 通常の事業の実施地域内・・・別紙文書に記載。
 - (2) 通常の事業の実施地域以外・・・ご相談に応じて対応。
- 4 前3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は、家族に対して説明をした上で、支払の同意を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供中に利用者の病状・状態の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

- 2 主治医に対する連絡が困難な場合には、緊急搬送等の措置を講じることとする。
- 3 前2項の措置を講じたときは速やかに管理者に報告することとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常事業を実施する地域は次のとおりとする。

伊勢市内

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供したサービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切に対応するため、担当の職員を設け必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

- 第12条 事業所は、提供したサービスの提供により事故が発生し場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

- 第13条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を決して漏洩しない。
- 2 職員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じること。
- (1) 虐待を防止するために従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理)

- 第15条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うものとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、すべての職員に対し、健康診断等を定期的に実施する。
- 3 事業所は、事業所において感染症が発生した場合、予防又はまん延しないよう
に、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回
以上開催するとともに、その結果について、従業者に対し、感染症の予防及びまん
延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営にあたっての重要事項・職場におけるハラスメント防止)

第17条 事業所は社会的使命を充分に認識し、職員の質的向上を図るため、研修の機会を確保しなければならない。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場においておこなわれる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人田中病院 伊勢田中病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2020年2月13日に改定し施行する。

2020年9月28日一部改訂

2021年2月12日一部改訂

2022年3月14日一部改訂 2022年4月1日より施行

医療法人 田中病院

田中訪問リハビリテーション